重要事項説明書
（訪問看護・介護予防訪問看護）

1. 提供するサービスの内容

（1）　健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
（2）　日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
（3）　在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、
看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、
看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。
（4）　療養生活や介護方法の指導
（5）　認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
（6）　カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
（7）　生活用具や在宅サービス利用についての相談
（8）　終末期の看護

2. サービス利用料及び利用者負担　⇒　別紙参照

3. 事業所におけるサービス提供方針

（1）　指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
（2）　指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
（3）　指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、**看護師によるサービスを初回及び1～3ヶ月に1回程度**提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

4. サービス提供の記録等

（1）　サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
（2）　事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。

（3）　事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から５年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

5. 利用者負担金

（1）　利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
（2）　この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。
（3）　介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
（4）　利用者負担金は、**毎月 27 日**にご指定の金融機関の口座から引落となります。

6. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名 ： ゲンリ訪問看護リハビリステーション　北須磨　　連絡先 ： 078-647-9025

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。
当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金 ： 3,000 円

7. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	078-647-9025	ＦＡＸ番号	078-647-9026
担当者	管理者　岡田　由美子		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	事業所サービスに対する相談苦情	078-322-6229　地域包括支援担当
	サービスに関する相談苦情	078-323-5617　介護サービス苦情相談窓口

9. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。

③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

年　　月　　日